

制度利用上の注意点

2021.4.20 更新

自薦登録される場合は利用者自身で制度を知り、適正に使う必要があります。

- ・支援区分6の入院時重度訪問介護利用は病院と事業所の担当者が会議してからでないと使えません。

意識混濁時に入院する場合もあるため、自薦ヘルパーの中からあらかじめ「事業所の担当者」となる方を決めて①広域協会に入退院の連絡すること②入院手続き前に病院と会議を行うこと（ヘルパーが入ることの簡単な打ち合わせ）③当月に関してはあらかじめ決まったシフト通り病院で介護すること④わからないことはすぐに広域協会に連絡をすること、を伝えておいて下さい。入院中は喀痰吸引を行えませんので喀痰吸引の記載もしないようご周知ください。なお90日を超える利用は役所の許可が必要なため、〇〇役所〇〇課〇〇さんに許可を得た旨を日時と共にお知らせください。広域協会から役所担当者に確認を入れます。

- ・地域生活支援事業の移動においては1日を超える泊りがけ外出や、通年長期の通学・経済活動（通勤含む）に制限がある場合があります。

重度訪問介護の1日を超える移動を伴う介助（泊りがけ外出）の制限はH30年に撤廃されたものの、地域生活支援事業は市町村の独自事業であり、撤廃される前に作成した要綱を見直さずに運用を行っている場合があります。要綱を変更するには交渉が必要です。（時間がかかります）

- ・ヘルパーが自動車の運転中は基本制度利用できません。

制度利用中に当該ヘルパーが運転する自動車に乗る場合はその時間は基本制度利用できません。※2021年の制度改正により、車を停車して介護にあたる時間については本体報酬に加えて一定の加算がつくことになりました。ただし障害者本人の車か障害者本人が借りた車でないと道路運送法上の白タク行為になるなど取扱いが複雑なため、詳しくは担当までご相談ください。

- ・病院に通院する場合の院内介助は市町村に確認してからでないと使えません。

介護保険・障害福祉サービスいずれも病院内に入った時点で医療の管轄とされるため基本的に制度利用できませんが、個々人の状態で認められるので自治体に問い合わせ・交渉して下さい。

- ・介護保険制度では利用者の同居家族の分の生活援助はできません。

ヘルパー制度は支給を受けた人のみ利用できる性質上、利用者の同居家族に対する生活援助はできません。（※ただし障害ヘルパーの家事援助は市町村・内容によります。）例えば訪問入浴等でお風呂を使わない利用者宅のお風呂掃除はできません。また、ペットの世話・草むしり・水やりなど「日常生活の援助に該当しないもの」、大掃除・窓ふき・床のワックスがけ、家具の移動や家屋の修繕など「日常的に行われる家事の範囲を超える行為」等は介護保険制度においてヘルパーにしてもらうことはできません。

- ・ヘルパーの1回の労働時間は24時間を超えないで下さい。

上記までの事例と違って法解釈上即違法と切り切れませんが、やむを得ず一人のヘルパーが24時間超の勤務になる場合は事前にご相談ください。基本的には1泊以上の旅行中などで交代介助者をが同行しないローテや、連続24時間を超える介助ローテは事前に組まないでください。

上記に認められていない介護を希望する場合は、実績記録票や出勤簿には記入せず、ヘルパーと相談の元、利用者自身で時給をお支払い下さい。判断に迷う場合は、当会に連絡くださればアドバイス可能です。